

中国「新左派」の民主化論

——王紹光を中心に——

滝田 豪

【一】「中国は社会主義制度の基礎の上に民主を建設する。…やみくもに西側舶来の民主モデルなど採用したら、意図と正反対の結果に終わるだけである」(二〇〇八年三月二一日)

【二】「二一世紀の中国はどこへ向かうのか。…権威主義統治下の『近代化』を続けるのか、それとも普遍的価値を受け入れ、文明の主流に合流し、民主制を打ち立てるのか？」(二〇〇八年二月一〇日)

【三】「我々は政治体制改革を深化させ…社会主義政治制度を整備し発展させる。…しかし西側のやり口をまねて複数政党制や『三権分立』や二院制を行うことは絶対にならない」(二〇〇九年三月九日)

一、問題の所在

(一) 王紹光・「零八憲章」・吳邦国

冒頭に掲げた三つの言葉は、それぞれが近年の中国の民主化をめぐる議論の、ある部分を代表していると思われるものである。出所は、【一】が論壇における「新左派」の一人と目されている香港中文大学教授で政治学者の王紹光の著書『民主四講』⁽¹⁾、【二】が民主化を要求する署名を集めた起草者が逮捕された文書「零八憲章」⁽²⁾、【三】が中国共産党序列第二位の国家指導者・吳邦国が自ら委員長を務める全国人民代表大会（全人代）で行った演説⁽³⁾である。

この三つを一瞥すると、【一】と【三】が共通し、【二】がそれと対立関係にあると読みとれるだろう。すなわち、「新左派」王紹光と体制側の吳邦国は、西側の民主主義の導入を拒否する点で共通している。それに対して「零八憲章」は「普遍的価値」、すなわち西側の民主主義を受け入れて民主化すべしと主張しているのである。

とくに吳邦国の演説は、中国の現体制の指導者が民主化を拒否する意思を改めて表明したものと受け止められている。そして「零八憲章」は現体制を真っ向から否定する政治運動であり、吳の発言はこのような運動を牽制するために発せられたという解釈もある（ただし、吳邦国と他の指導者との間の相違も指摘されており、吳の発言が指導部の総意であるとは限らない）。

(二) ラディカル・デモクラシーへの接近

それでは、【一】の王紹光の立場はどういうものか。体制側の吳邦国と同じく、民主化を拒否しているのだろうか。そうとは言えない。なぜなら、王の『民主四講』は、先の引用部分の直前で、民主化を拒否する吳邦国なら絶対に口

にしないような「民主化」の提案を行っているからであり、しかもそれらはすべて「西側」の学者の研究に依拠しているのである。⁽⁴⁾それは次の四点である。第一は抽選制で、公職者の選出を古代ギリシャにならって抽選で行い、市民の持ち回りとするのである。第二は「商議民主（熟議デモクラシー）」であり、これは近年西側諸国の多くの政治学者が民主主義の深化を求めて熱心に主張しているものである。⁽⁵⁾第三は「電子民主（e-デモクラシー）」であり、インターネットや携帯電話を用いた民主主義の方法を指す。そして第四は、「経済民主（経済デモクラシー）」である。具体的には、労働者などの職場の意思決定への参加や、財産の平等化を前提とする「財産所有民主主義」が挙げられており、前者はロバート・ダール、後者はジェームズ・ミードやジョン・ロールズといった、「西側」を代表する学者の諸説に拠っているのである。⁽⁶⁾

これら王紹光の四つの提案は、ある点で共通している。それは、複数政党制や代議制を特徴とするリベラル・デモクラシーへの批判である。王はとくに選挙民主主義を攻撃する。現実の選挙で選ばれるのは常に政治的・経済的「エリート」であり、労働者や貧者など「人民」の声は反映されにくい。つまり西側諸国の選挙民主主義とは「民主」ではなく「選主」と呼ぶべきものであり、真の民主主義ではない。したがって、西側の民主主義はモデルとすべきではない、というのである。

このような王紹光の立場は、西側における「左派」が主張することの多い、ラディカル・デモクラシーに近いものがある。⁽⁷⁾砂山幸雄は中国の論壇で九〇年代以後に登場した「新左派」と呼ばれる一群の知識人のうち、汪暉（中国社会科学院↓清華大学）の民主主義論を「ラディカル・デモクラシーあるいはグローバル・デモクラシー」に近いものと位置づけ、⁽⁸⁾またその「新左派」と「自由主義」との間の論争について、「先進諸国における左右のイデオロギー配置に近づいており、かつて「八〇年代や九〇年代初めの論争」より分かりやすくなったという見方もできる」と述べている。⁽⁹⁾も

ちろん中国の「新左派」が西側の先進諸国の「左」派で、「自由主義」が先進諸国の「右」派に当たる。そして王紹光は、砂山がとりあげた汪暉と並んで、「新左派」の代表格の一人と目されているのである。

(三) リベラル・デモクラシーの否定

しかし、西側諸国の「左派」が、王紹光の民主主義論を受け入れることは難しいと思われる。なぜなら、冒頭に掲げた一節に見られるように、それが民主化を拒否する体制の論理とも共通点を有しているからである。例えば、王紹光が北京の民間文化団体「烏有之郷（ユートピア）書社」⁽¹⁰⁾の会合で『民主四講』に基づく講演を行ったところ、真っ先に質問した人物が王の主張に賛意を示しながら、冒頭【三】の呉邦国の発言を引き、「あなたの講演は呉邦国委員長を支持するものだ。呉の言葉を受け入れられない人は多いが、これを聴けば、多くの人が受け入れるようになるだろう」⁽¹¹⁾（大意）と述べている。また体制側の論理との共通点といえは、王はかつて、アメリカの学術雑誌に発表された中国人学者の論文の、「人民の人民による人民のための政治という意味での民主主義は、一党制の下でも実現可能」という、複数政党制の普遍性に疑問を呈した一節を引き、賛意を表明したことがある。⁽¹²⁾

ただし、王は講演の質問者に対しては明確な態度表明はしなかったし、また中国人学者への賛意といっても「これに同意する必要はないが、その考え方には学ぶべきだ」と述べるにとどまっている。しかし、西側諸国の「左派」であれば、より明確に呉邦国や「一党制」には反対するだろう。彼らにとつて、王紹光のような物言いは受け入れ難いはずである。⁽¹³⁾

一方、西側の「右派」を、リベラル・デモクラシーを擁護するがラディカル・デモクラシーには否定的な立場だとすれば、その「右派」も「左派」と同じく、王紹光を受け入れることはできないだろう。冒頭【二】の反体制文書「零八

憲章」は、リベラル・デモクラシーを擁護する「右派」の発想に立っているが、中国でリベラル・デモクラシーの立場にたつ人々は、実際に王紹光を批判している。⁽¹⁴⁾ 例えば上海のある書評誌は、シカゴ大学の中国人社会学者・趙鼎新による『民主四講』批判を掲載したり、⁽¹⁵⁾ 王紹光本人に対するインタビュウを行って想定される批判をぶつけたりしている。⁽¹⁶⁾ 趙鼎新の批判は主にラディカル・デモクラシーに関する理論的な批判であり、王紹光の提案では「多数の暴政」の恐れがあり、また国家指導者を選出しそれに正統性を与えることができない、などとする。他方、王に対するインタビュウでは、例えば次のような質問がぶつけられている。

「記者…選挙民主主義すらないのに、選挙民主主義の欠陥を指摘しても意味がないと言う人は多いと思いますか？ 王紹光…経済発展が遅れているから環境汚染してもよい、経済が発展してから環境保護をすればよいと言う人は多いでしょう。しかし、今の段階でそのように経済発展を追い求めたらひどい環境汚染をもたらすことが明白だとすれば、なぜそうする必要があるのでか？…同様に、…選挙をしてもたぶん問題は解決せず、それどころかより多くの問題が生じるのならば、なぜ事前に考え直さないのでですか？」

「記者…競争的な選挙がなければ、言論の自由や数多くの個人の自由が保障されないのではないですか？」

王紹光…そうかもしれませんが。しかし言論の自由・出版の自由・選挙の自由がある所でも、多くの問題が解決されていません。…ただし私は言論・出版の自由を反対しているわけではありません。民主が不要だと言うのでもありません。私は『選主』が不要だと言っているのです。必要なのは真の民主なのです。…私は、中国の政治改革・民主改革の突破口が、競争的選挙の実現だとは思いません。」

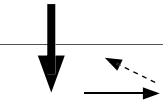
このインタビューにおける質問は「右派」の立場からなされたものだが、ここからは王紹光と西側「左派」との違いも読みとることができる。つまり、王は中国が民主化しラディカル・デモクラシーが実現されることを求めているが、選挙や言論の自由といったリベラル・デモクラシーの構成要素は否定している。西側の「左派」もラディカル・デモクラシーの実現を追求しているが、彼らはリベラル・デモクラシーを乗り越えた先にラディカル・デモクラシーを追求しているものであり、これはあくまでリベラル・デモクラシーの実現を前提とした考え方である。⁽¹⁷⁾しかし王は、そのような考え方を否定しているのである。

中国の民主化について、リベラル・デモクラシーを経由せず、直接ラディカル・デモクラシーに至るべきとする主張は、王紹光だけではなく、「新左派」と呼ばれるその他の知識人にも見られる。⁽¹⁸⁾例えば崔之元（マサチューセッツ工科大学↓清華大学）は、王紹光のような選挙の否定までは行っていないが、選挙の方式として、リベラル・デモクラシーに不可欠とされている複数政党制を前提としない提案をしている。すなわち、現代ではテレビなどの情報源が発達し、有権者が自分で政策や立候補者に関する情報を精査することが可能になった。そのため、政党が媒介して情報を集約することなしに、より直接的に、政治と有権者をつなぐことができるようになった。したがって、中国の民主化においては複数政党制を導入せず、「一党制」のまま選挙を行うことが望ましい、とするのである。⁽¹⁹⁾テレビをインターネットに代えれば、これは王紹光が『民主四講』の中で選挙に代えて提案している「電子民主（e-デモクラシー）」に近い考え方である。

（四）本稿の視角

上記の記述を整理すると、表一が得られる。ここで、西側民主主義諸国における「左」「右」両陣営の論理も、いか

表1 リベラル・デモクラシーとラディカル・デモクラシー

		ラディカル・デモクラシー	
		追求	追求せず
リベラル・デモクラシー	前提	西側「左派」	【二】 零八憲章 中国「自由主義」 西側「右派」
	前提とせず	 【一】 王紹光 中国「新左派」	【三】 吳邦国 中国現体制

出所：筆者作成。

注：矢印はそれぞれ本稿第二章以降の議論の内容を示している。太い矢印（下方向）は第二章、細い矢印（右方向）は第三章、点線の矢印（左上方向）は第四章に当たる。

なる実質的な民主化も拒否する非民主主義体制（中国現体制）の論理も、われわれにはなじみ深いものである。しかし、ラディカル・デモクラシーを追求しつつもリベラル・デモクラシーを否定する王紹光の論理はどうであろうか。これはある意味では、冷戦時代に社会主義国の政治体制を擁護した論理に近い。しかし王らの議論は、現存した社会主義が民主主義とは言えないものだったことが明白になった時期に唱えられている。王紹光も、中国共産党の「一党制」に対して「政治改革・民主改革」を求めているのである。したがって、王紹光らの民主化論は、かつての社会主義者の民主主義論と同列には扱えない。つまり、王紹光らの立場は、我々にとって、その他の立場ほど自明ではない。したがって、中国の民主化を展望したり、あるいは西側で生まれた民主主義の理論の世界的な伝播を考えたりするうえで、王紹光ら中国「新左派」の論理の検討を避けて通ることはできないと考える。

ここで「新左派」の民主主義観に関する先行研究につ

いて述べるならば、論壇の交通整理や論争それ自体への参加、あるいは代表的な論著の紹介・検討が多い⁽²⁰⁾。一方、個別の論者の思考の形成過程まで視野に入れ、それを時系列をさかのぼって跡づけようとする研究は少ない。邦語では汪暉の思想を検討した砂山幸雄の論文が見られる程度である⁽²¹⁾。また、先行研究で王紹光がとりあげられる場合は、主に中央政府の強化を目指す「国家主義者」(後述)の側面に光が当てられることが多く、その民主化論を主にとりあげたものは少ない。そこで本稿では、王紹光の複数の論著を検討し、民主化論の視角からすると一見したところ奇妙にも感じられる思考がいかにして形成されたのかを考えてみたい。

(五) 王紹光の経歴

ここで、王紹光の経歴を簡単に確認しておこう⁽²²⁾。一九五四年、中国湖北省武漢市生まれ。一二歳の時に文化大革命が起こり、紅衛兵運動に参加するが、他の多くの学生のように農村に下放されることはなかった。一九七二年に高校卒業後、教師に採用され、文革末期を高校教師として過ごす。

一九七七年、文革中に中止されていた大学入試が回復されると北京大学法律系に合格する。当時の同窓生には現在共產党序列第七位で副総理となっている李克強などがいた⁽²³⁾。大学時代はユーゴスラヴィアの労働者自主管理を研究したり、経済法に関する論文を公刊したりし⁽²⁴⁾、卒業論文として執筆した西側諸国の利益集団政治についての論文は北京大学の教授が編纂した本に収録された⁽²⁵⁾。

一九八二年に大学を卒業後、中国初のフルブライト留学生の一人としてアメリカのコネル大学大学院に留学し、政治学を専攻する。一九八四年に修士号取得後、同大学院の博士課程に進む。博士論文の指導教員は中国の農村政治を専門とするヴィヴィアン・シュールであった。コネル大学にはリベラル・デモクラシー批判で著名なセオドア・ロウイも

おり、影響を受けたようである。一九九〇年にP.h.Dを取得、テーマは文化大革命における武漢の大衆運動であった。⁽²⁶⁾

一九九〇年よりイェール大学政治学部で教鞭をとる。先に触れたロバート・ダールは長くイェール大学にいた人物で、王によると、ダールはすでに退職していたが、面会する機会があり影響を受けたとのことである。⁽²⁷⁾

イェール時代に研究対象は文化大革命から政治経済学に広がり、数々の論著を発表して中国「新左派」の代表格と見なされるようになる。とりわけ有名なのが、一九九三年に胡鞍鋼（当時中国科学院）と作成した報告書『中央政府の市場経済転換における主導的役割を強化せよ——中国の国家能力に関する報告書——』（以下、『国家能力報告』と略⁽²⁸⁾）である。王と胡は、この報告書で中央政府の財政力を強化する中央集権化を主張したことにより、「新左派」の中でもとくに「国家主義者」(statist)として位置づけられている。

その後、一九九八年から香港中文大学でも教鞭をとり、二〇〇〇年にイェールを離れて香港に移る。現在、香港中文大学政治・公共行政系教授、また北京の清華大学公共管理学院の兼任教授でもある。清華大学には九〇年代以来の共同研究者である胡鞍鋼が移ってきており、二人は現在に至るまで様々な共同研究プロジェクトを行っている。王紹光は一九八二年に留学に旅立って以後アメリカ・香港を渡り歩き、中国に定住したことはないが、胡鞍鋼との共同研究を通じて現地感覚を身につけているという。

註

- (1) 王紹光『民主四講』北京：生活・読書・新知三聯書店、二〇〇八年、二五六ページ。
- (2) <http://www.2008xianzhang.info/chinese.htm> (二〇〇九年一月二二日確認) などで閲覧できる。
- (3) 吳邦国「全国人民代表大会常务委员会工作报告——二〇〇九年三月九日在第十一届全国人民代表大会第二次會議上——」『人民網』ウェブサイトに (<http://cpcc.people.com.cn/GB/64093/64094/8972065.html>) 二〇〇九年一月二二日確認。

- (4) 王紹光、前掲書、二四五―二五五ページ。
- (5) 「熟議デモクラシー」については、篠原一『市民の政治学——討議デモクラシーとは何か——』岩波新書、二〇〇四年、小川有美編『ポスト代表制の比較政治——熟議と参加のデモクラシー——』早稲田大学出版部、二〇〇七年、田村哲樹『熟議の理由——民主主義の政治理論——』勁草書房、二〇〇八年などを参照した。
- (6) 例えば、ダール(内山秀夫訳)『経済デモクラシー序説』三嶺書房、一九八八年、ジョン・ロールズ著・エリン・ケリー編(田中成明・亀本洋・平井亮輔訳)『公正としての正義再説』岩波書店、二〇〇四年、J. E. Meade, *Efficiency, Equality and the Ownership of Property*, London: George Allen & Unwin Ltd, 1964 など。
- (7) ラディカル・デモクラシーについては、千葉真『ラディカル・デモクラシーの地平——自由・差異・共通善——』新評論、一九九五年、向山恭一『ラディカル・デモクラシー——政治的なもの』の倫理化に向けて——』有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベリズム——社会的規範理論への招待——』ナカニシヤ出版、二〇〇〇年、早川誠『市民社会と新しいデモクラシー論』川崎修・杉田敦編『現代政治理論』有斐閣、二〇〇六年、などを参照した。
- (8) 砂山幸雄「一九九〇年代中国におけるモダニティ批判——汪暉の諸説を中心に——」『紀要 地域研究・国際学編』(愛知県立大学外国語学部) 第三三号、二〇〇一年、一七二―一七二ページ。なお筆者は同じような視点からこれを「ポピュリズム」と呼んだことがある。滝田豪「中国における民主主義観の対立——リベリズムとポピュリズム——」島田幸典・木村幹編『ポピュリズム・民主主義・政治指導——制度的変動期の比較政治学——』ミネルヴァ書房、二〇〇九年。
- (9) 砂山幸雄「中国知識人はグローバル化をどう見るか——『文明の衝突』批判から自由主義論争まで——」『現代中国』第七六号、二〇〇二年、一四―一五ページ。
- (10) 一般に「新左派」の拠点の一つとされているウェブサイト『烏有之郷』(<http://www.wyxsx.com>)の運営母体である。ちなみに二〇〇九年二月に警察の捜索を受け、関係者が連行された。文化大革命を賛美する文書を配布したことが原因とされている。江迅「烏有之郷要為四人幫平反被査」『亜洲週刊』二〇〇九年三月二二日号。
- (11) 二〇〇九年三月二九日、烏有之郷書社。筆者は同書社が運営するウェブサイトで動画を視聴した。「王紹光講座視頻：超越選主——対現代民主制度的反思——」『烏有之郷』ウェブサイト (<http://www.wyxsx.com/Article/Class16/200904/77033.html>、二〇〇九年八月二八日確認)。

- (12) 王紹光「西方政治学与中国社会研究」朱雲漢・王紹光・趙全勝編『華人社會政治学本土化研究的理論与实践』台北・桂冠圖書股份有限公司、二〇〇二年、四九ページ。同書は一九九九年にアメリカで開かれた学術会議の論文集である。同じ論文は中国で出版された次の本にも収録されている。王紹光「接軌・還是「拿来」・政治学本土化的思考」公羊主編『思潮——中国「新左派」及其影響——』北京・中国社会科学出版社、二〇〇三年、二四八ページ。
- (13) 例えば、イラク戦争という間違った戦争の正当化に使われたとしてデモクラティック・ピース論を批判する土佐弘之は、一方で次のような懸念も表明している。「デモクラティック・ピース論に対して批判を書き連ねると、当然漁夫の利を得て、飲ぶ者がいる。それは、『南』の代弁者と自称している、いわゆる権威主義体制の政治指導者たちである」。土佐弘之『安全保障という逆説』青土社、二〇〇三年、一五九—一六〇ページ。
- (14) なお、「零八憲章」に社会福祉などラディカル・デモクラシーの要素が乏しいことは、「新左派」と論争を行った「自由主義」の側からも批判がある。秦暉「中国更需要民主弁論与重新啓蒙」『亞洲週刊』二〇〇九年三月二〇日号。
- (15) 趙鼎新「民主的限制」『東方早報』ウェブサイト(二〇〇八年二月二八日掲載) (<http://www.dfdaily.com/node2/node31/node2433/serobject143009.shtml>) 二〇〇九年一月一日確認。
- (16) 「王紹光談民主和『選主』」『東方早報』ウェブサイト(二〇〇九年一月一日掲載) (<http://www.dfdaily.com/node2/node31/node2433/serobject14193618.shtml>) 二〇〇九年一月一日確認。
- (17) 西側で「熟議デモクラシー」や「ラディカル・デモクラシー」を主張する論者の多くは、リベラル・デモクラシーとラディカル・デモクラシーの双方を尊重し、足らざるを補い合う二段階式の民主主義を構想している。篠原一、前掲書、早川誠、前掲論文など。
- (18) ただし、同じ「新左派」でも、汪暉や陳燕谷などの「全面的民主主義」論は、砂山幸雄によれば「経済民主主義を重視する新左派と政治的自由を重視する自由主義者双方の論点を取り込みながら、それをグローバル化のもとでより包括的な民主化の課題として捉え直したものとされている(前掲「一九九〇年代中国におけるモダニティ批判」、一七一ページ)。とすれば、西側「左派」は、王紹光は受け入れられなくても、汪暉は受け入れ可能となる。このような「新左派」と呼ばれる知識人の間の違いについては、将来の課題としたい。
- (19) 崔之元『第二次思想解放与制度創新』香港・牛津大学出版社、一九九七年、二九九—三〇〇ページ。

- (20) 例えば、議論の交通整理として Joseph Fewsmith, *China since Tiananmen: From Deng Xiaoping to Hu Jintao*, Cambridge University Press, 2008, 許紀霖・羅崗等『啓蒙的自我瓦解——一九九〇年代以来中国思想文化界重大論争研究——』長春：吉林出版集团有限责任公司、二〇〇七年、「新左派」寄りの交通整理として、Xudong Zhang, “The Return of Politicai: Making of the Post-Tiananmen Intellectual Field”, *Postsocialism and Cultural Politics: China in the Last Decade of the Twentieth Century*, Duke University Press, 2008 「新左派」に批判的な交通整理として、緒形康「現代中国の自由主義」『中国21』Vol. 9 (二〇〇〇年)、汪暉の代表的著作とその後の展開を詳細に検討したものととして、宇野木洋『克服・拮抗・模索——文革後中国の文芸理論領域——』世界思想社、二〇〇六年、などがある。
- (21) 砂山幸雄、前掲「一九九〇年代中国におけるモダニティ批判」。
- (22) 主に、王紹光「從関心政治到研究政治(跋)」『左腦的思考』天津：天津人民出版社、二〇〇二年、に拠った。
- (23) 王紹光と李克強が写った集合写真がある。王が参加した会議が開催されたメルボルン大学による紹介(二〇〇九年七月二十八日) (<http://www.chinastudies.unimelb.edu.au/conferences/2009/assets/pdf/ProfessorWangShaoguang.pdf>) 二〇〇九年一月二一日確認)。
- (24) 王紹光「対経済立法的兩点認識」『江漢論壇』一九七九年第三期。
- (25) 龔祥瑞『比較憲法与行政法』北京：法律出版社、一九八五年。ただし同書には王の名前は、論文の著者としてではなく、教授の協力者の一人として登場している。
- (26) その後次のように公刊された。王紹光『理性与瘋狂——文化大革命中的群衆——』香港：牛津大学出版社、一九九三年、Wang Shaoguang, *Failure of Charisma: The Cultural Revolution in Wuhan*, Hong Kong: Oxford University Press, 1995 (王紅統主訳『超凡領袖的挫敗——文化大革命在武漢——』香港：中文大学出版社、二〇〇九年)。
- (27) 王紹光、前掲『民主四講』二五三—二五五頁。
- (28) その後次のように公刊された。王紹光・胡鞍鋼『中国国家能力報告』瀋陽：遼寧人民出版社、一九九三年、香港：牛津大学出版社、一九九四年。

二、リベラル・デモクラシーからの撤退

第二章では、表一で西側「左派」と王紹光とを分かつヨコの線、すなわちリベラル・デモクラシーの評価をめぐる線について考察する。というのも、王紹光は最初からリベラル・デモクラシーを否定していたとは言い難いからである。むしろ、一九九〇年前後に発表された王紹光の初期の著作は、現在とは大きく異なり、リベラル・デモクラシーを否定することはなく、民主化を要求する反体制的な色彩が濃いのである。とはいえ、リベラル・デモクラシーに対する不満は表明しており、西側「左派」的な傾向はすでに見られる。それでは、西側「左派」的立場から、現在の立場への転換は、いかにして行われたのだろうか。

(一) 体制への敵対

一九九〇年前後の王の著作には、博士論文にかかわる文化大革命の専門的な議論を除くと、一九八九年六月に発生した六四天安門事件の影響が濃い。王自身、アメリカから帰国して武漢大学に就職することがほとんど決まっていたのだが、天安門事件によってそれを取りやめるといふ経験をしていた。武漢大学から電報を受け取り一度は帰国の決断を下したのは、天安門事件当日の朝だったという。

この時期に特徴的なのは共産党政権に対する敵対的な論調である。例えば、事件後の情勢を「中国の暗黒が続く」と表現している⁽²⁹⁾。また当時の中国の政治体制を表現する際に「全体主義」や「権威主義」という用語を否定的な意味で使用しているが、これは後になると中国の現実には合わない概念として自ら批判するようになる用語である⁽³⁰⁾。他方で王は、すでに九〇年の末に、九三年の『国家能力報告』につながるような、中央政府の能力の弱体化に警鐘を鳴らす論文「強

力な民主国家の建設⁽³²⁾」を執筆している。しかしその英語版（未公刊）においては、中央政府の能力低下を指摘する際に、「北京の中心で武器を持たない市民を何百人も殺害したこと自体が、体制がいかに弱体化しているかを白日の下にさらしている」という表現を用いている⁽³³⁾。さらに自分たちを「民運力量（民主化運動勢力）」と呼び、「中国民主化の希望を鄧小平政権の良心の発露に託すことはできない」「我々の目標は国家の弱体化ではなく政体の民主化である」と述べる⁽³⁴⁾。この論文は確かに『国家能力報告』につながっているが、強い民主化志向を打ち出している点で、後者とは異なっている。

また当時の王は八九年の反政府運動における労働者の動向を分析した論文を何本か発表しているが、その中では反政府運動に参加した労働者に対する同情が色濃く示されている。そこには、「私の友人」である北京大学法律系の大学院生が独立労働組合を組織しようとしたことを理由に逮捕され、厳しく処罰されたことまで書かれている⁽³⁵⁾。

ただし、共産党に敵対的で、はっきりと「民主化運動」の側に立っていた王だが、その民主主義義観には、すでにこの段階から、リベラル・デモクラシーよりも、ラディカル・デモクラシーとの間に親和性が見られる。労働者に同情的なのはその一例であるが、それだけでなく、返す刀でリベラル派の知識人への批判も行っている。すなわち、反体制運動に参加した労働者が求めたのは、知識人が求めたようなりベラル・デモクラシーの実現ではなく、生活改善要求であった。彼らは、知識人のように経済自由主義を擁護するのではなく、むしろ経済自由主義政策によって労働者の生活水準が低下し、社会に格差が生じたことを問題にしていた。しかし労働者は自らの生活だけを考えていたのではなく、民主主義の何たるかをも理解し、民主化をはっきりと要求していた。ただしそれは職場での発言権の拡大などを含む「経済民主」であった。だが知識人たちは自由や市民社会というイデオロギーばかりに執着し、労働者の「経済民主」要求に目を向けなかった。それは天安門事件の後になっても変わりがない。このままでは民主化の展望は開けず、「中国の暗

黒」が続くであろう、というのが当時の王の見立てであった。⁽³⁶⁾

とはいえ、リベラル・デモクラシーとの間に距離があったからといって、体制との間の距離の方がそれより近かったとは言えない。労働者が体制と対立する立場に立った以上、彼らを「変革の原動力(a force for change)」と位置づけ、知識人よりも彼らに体制変革の希望を託すというのが、王の立場であった。⁽³⁷⁾

(二) 過渡期の思考——「過酷な選択」と「新保守主義」——

体制に敵対的で民主化を要求する姿勢に転換が訪れるのは、一九九二年頃である。最も重要なのは、九一〜九二年にかけてのソ連／ロシア情勢による啓発であったと思われる。北米で発行されている中国語新聞に掲載された文章によると、王紹光は九一年・九二年の二回、イエール大学の交流事業に参加してモスクワを訪問している。⁽³⁸⁾ 時期としては、九一年一二月のソ連解体を挟む形になっている。王によると、この間にロシア側の参加者の思考は大きく変化していた。ソ連解体前の九一年三月にモスクワで開いた会議では、いかに速やかに民主化を進めるかが焦点だった。しかし解体直後の九二年初頭の会議の頃には、ロシア側の関心は「強力な政府の建設」に変わっていた。ロシアの研究者は「権威主義」が望ましいと語り、軍事クーデタを望む者すらいたという。

その背景には、ソ連解体前後の混乱状態があった。エリツィン政権が行った「ショック療法」の弊害もあり、経済は壊滅状態であった。王紹光がモスクワで出会った中国人に中国とロシアとどちらの状況がよいかと訊ねると、「中国に決まっている」との答えだった。そして、八〇年代以来の中国の経済発展は目を見張るものがあるのは事実だとして、王はこう書く。

「私はこれまで中国で起こったことに対しては批判することが多かった。：しかし中国が達成した成果はきちんと認識しなければならぬ」。「ソ連では」共産党は打倒され、人々は政治的自由を手に入れた。しかし彼らは重大な代償を払ったのだ。中国はいまだに共産党の指導下にあり、政治的自由は存在しないが、店は商品であふれている。「我々は何を必要としているのか？ もちろん、政治の民主主義と経済の繁栄の両方が得られるならばいいことだ。しかしもし短期的には二つのうち一つを選ばねばならないとしたら、どちらを選ぶのか？ また長期的には、ソ連モデルと中国モデルとどちらの方が安定した民主主義体制を建設できるだろうか？ モスクワを離れて以来、この問題が頭を離れない。だが、私はまだ答えを見つけれぬ」。

これ以後、王紹光がこの時のモスクワでの経験に触れた文章は見あたらないが、後の言論から見て、その「答え」が民主主義よりも経済を優先することだったことは想像に難くない。

ただし、王紹光が民主主義と経済発展の間の選択に頭を悩ませるようになったのは、九二年初頭のモスクワの現状を目撃するよりは、前のことである。というのも、そのときの会議に提出した論文の中で、すでにこの問題に触れているからである。⁽³⁹⁾王はこの選択を「過酷な選択 (cruel choice)」という用語で表している。⁽⁴⁰⁾そして王はここで、中国の指導者はこの「過酷な選択」をすでに行い、「経済的繁栄のために政治的自由を犠牲にする」ことを決めたようだと言っている。

だが王自身は、この論文の段階では「過酷な選択」を行ってはいない。論文の考察の焦点は、経済発展を優先して民主主義を後回しにすることが、民主化につながる道なのか、という点にあった。つまり、民主主義が経済発展にマイナスかという問題よりも、経済発展が民主主義にプラスかということを問題としていた。そして結論は、民主主義と経済

発展の間に大きな関連性は存在しないというものであった。したがって、経済発展を優先しても、民主化が訪れる保証はない。そこで、「中国の民主主義者は、権威主義との闘いを続ける一方で、経済発展が自動的にこの国に民主主義をもたらすという誤った考えに陥らないようにしてゆかねばならない」と述べるのである。ここで言う「権威主義と闘う民主主義者」という戦闘的な概念の中に、王紹光自身が含まれていたことは間違いないだろう。したがってモスクワ会議の論文は王紹光にとって、転換の結果ではなく、あくまで過渡期に位置づけられる。

またモスクワ会議後の九二年三月に台湾の時論雑誌に発表された論文も、やはり過渡期に位置づけられる。これは当時中国で台頭しているとされていた「新保守主義」に関するものである。⁽⁴⁾ 発表は九二年三月だが、ロシアを指して「ソ連」という言葉が使われているので、執筆はソ連解体前、したがってモスクワ会議以前の可能性が高い。「新保守主義」とは、中国で急進的な改革に反対して漸進的な改革を求める思潮で、その起源は八〇年代末に唱えられた「新権威主義」にあるとされている。「新権威主義」は、経済改革を優先的に断行するために、政治改革を後回しにして、まず強力なリーダーシップを確立することを求めたものである。しかし「新保守主義」が広まったのは、八九年の天安門事件という惨事とその後の弾圧、そして（まさに王紹光がモスクワで体験した）ロシア・東欧の混乱の影響を受けてのことだとされている。したがって「新保守主義」と言っても、「新権威主義」的主張だけでなく、経済改革すら速度を緩めるべしとする主張も含む雑多なものとなっている。この「新保守主義」はその後も勢力を強め、九〇年代中国の特徴と言われるまでに拡大した。そして九三年以後の王紹光の「国家主義」の議論自体が、その事例の一つとされている。⁽⁴²⁾

ただしこの段階では、王紹光が「新保守主義」の一員になっていたとはみなしがたい。その傍証の一つは、この著作の中では、「新保守主義」とは王が北京大学などの大学や一部の政府機関の知人から耳にした話とされていることであ

る。また王は、「新保守主義」の特徴として、「ソ連・東欧のような」混乱を恐れる」側面だけでなく、「変化を求め」側面もあることを強調している。急進的改革という選択肢は「ソ連・東欧で中国のために実験中」である。中国人が保守化したのは、あくまでも「現実的で実行可能な選択肢 (Feasible alternative)」が見つからないから、言い換えればその実験がうまくいかないという「答え」を出してしまっただけである。しかしここでも王自身はまだ「答え」を出していない。なぜなら、「もしもソ連・東欧の実験が良い方向に転換すれば、新保守主義の思潮は急速に雲散霧消してしまうだろう」とか、もしも中国の指導者が「東欧・ソ連の混乱を見て他人の災いを自らの幸運とみなし」、中国の人々の「混乱を恐れる」側面ばかりを見て「変化を求め」側面を無視するならば、中国の指導者にも「災い」が訪れるだろう、などと述べているからである。

このように、ソ連解体前後の王紹光は、「過酷な選択」や「新保守主義」に着目しながらも、自らはそこにコミットしていないという意味で、過渡期にあったと位置づけられる。しかしその後、王の議論は、中国の指導者と同じように「過酷な選択」を行い、またロシア・東欧型の混乱を恐れて政治改革を制限する「新保守主義」の特徴にびたりと当てはまるように、変化してゆくのである。

(三) 「国家主義」

一九九三年、王紹光は胡鞍鋼と内部報告書の『国家能力報告』を完成させ、九四年以後、これに基づく研究成果を様々な形で公刊するようになる。王が胡と知り合ったのは、胡が中国科学院からポスト・ドクターとしてイェール大学に派遣された九一年であったから、まさに王紹光の思想的な過渡期にその研究が行われ、「過酷な選択」の結果として研究成果が世に問われるようになったと考えられる。

広く知られた『国家能力報告』の主張をいかいつまんで述べれば次の通りである。改革開放以後、一九八〇年代を通じて税制の地方分権が進んだ。この地方分権は地方政府に税収増のインセンティブを与えて経済発展に貢献したが、その結果税収に占める中央と地方の比率が大きく地方に偏るようになった。国際比較すると、地方への偏りが中国より大きいのはユーゴスラヴィアくらいである。したがって、このまま中央政府の財政力が低下し続けられれば、中国でもユーゴスラヴィアのような分裂・内戦が起こる危険性がある、中央政府の財政力を強化しなければならない、というものだった。これによって、著者の王紹光と胡鞍鋼は「国家主義者」と呼ばれるようになった。

『国家能力報告』以後の王紹光は、九二年以前と大きく異なっている。例えば、九二年の「新保守主義」論文では、中国の指導者に対して、「混乱を恐れる」側面だけでなく「変化を求める」側面も重視するよう訴えていたが、『国家能力報告』では、むしろ国家分裂という「混乱を恐れる」べきだと訴えるようになっていく。

さらに、王紹光は『国家能力報告』をきっかけに、中国政府に献策するブレインとして活動するようになる。当時、政府系研究機関（中国科学院）に所属する胡鞍鋼が報告書を政府の関係部署に送ったことから、二人の研究が政府の目にとまり、二人は北京に赴いて政府関係者にレクチャーを行った⁽⁴³⁾。そして、中国で税制改革が行われ中央政府の税収を確保するための「分税制」が導入されたのは、その翌年のことであった。とはいえ、分税制型の税制自体は、八〇年代から導入が試みられたが地方の反対にあって失敗していたのを、九一年に副総理に就任した朱鎔基によって九四年から導入されたものであり、⁽⁴⁴⁾また現実の税制改革と王・胡報告とでは具体的な内容に様々な違いがある。したがって王紹光が政策決定に与えた影響の程度は明らかではない。それでも、これ以後、帰国した胡鞍鋼のみならず、アメリカ在住の王紹光も、政府との間に直接的なつながりを有するようになったことは確かである。その姿は、かつての「権威主義と闘う民主主義者」とは、大きく異なる。

実際、中国政府のその他の政策についても、王の影響を読みとることは可能である。例えば二〇〇〇年から行われた地域間格差是正政策である「西部大開発」については、一九九五年に王や胡が出版した『中国の地域格差に関する報告』⁽⁴⁵⁾の影響を指摘しうる。また王紹光が単著として二〇〇二年に中国で出版した論文集『アメリカ革新主義時代の啓示』⁽⁴⁶⁾は、二〇世紀初頭アメリカの予算の透明化をはかる改革を紹介した論文が「國務院指導者や財政部門」の目にとまった結果、出版されることになったものである。

また、最近の『民主四講』に見られるような表現も、この時期から登場する。九四年には「西側社会への盲目的崇拜」を批判したり、民主化の実現について「社会主義民主は、資本主義民主のようにまず政治から民主化して次第に経済に広げるやり方をとる必要はない。中国の民主化の道はまず経済から試験的に開始してその後政治に拡大するやり方でよい」として、政治体制の民主化を後回しにすることを積極的に容認したりしている。⁽⁴⁷⁾ここで「経済から開始する」というのは、ラディカル・デモクラシーに通ずる「経済民主」を優先するものと言える。この点については後の二〇〇三年の論文でも、民主化を成功させるためには、政府が秩序を維持したり再分配を行ったりする能力を確立するのが先決で、そのために民主化を後回しにする必要があると主張してもいる。⁽⁴⁸⁾この立場は「左からの開発独裁」とでも言おうか。

また九五年末に執筆した論著では、中国の政治改革は停滞しているのではなく進展している、という視点を打ち出し始めている。「西側諸国や海外の中国語メディアは中国に民主が欠けているという事実ばかりを強調しているが、過去数年の間に、中国の民主制度建設は長足の進歩をとげている」⁽⁴⁹⁾。このとき、モスクワ会議から帰米した王紹光自身が「海外の中国語メディア」で「中国に民主が欠けている」ことに触れてから、四年足らずしか経っていない時期である。なぜ王はこのように述べるのか。それは具体的には、八〇年代より「村民自治」の名の下で実施されていた、村レ

ベルの直接選挙に着目するようになったからである。そして村から行政レベルを上昇させて郷鎮→県へと、中国の民主化を下から一步一步漸進的に進めるといふ展望を述べている。また政治改革に関連しては、九六年から九七年にかけて「選挙の迷信⁽⁵⁰⁾」とか、「西側式民主の神話⁽⁵¹⁾」とか、さらには「各国の民主化の目標や方法、タイムスケジュールなどはそれぞれ独自のものがあり、どこかのモデル（例えばアメリカ式民主）をまねる必要はないし、まねてはならない」などと述べるようになっていいる。

(四) 体制との緊張関係

ただし指摘しておかねばならないのは、『国家能力報告』以後も、王紹光の主張には「変化を求める」側面も強かったことである。そもそも『国家能力報告』は、体制に政策転換を求める批判的な提案であった。つまりここでは、ユーゴスラヴィアを持ち出してまで中国分裂の危機を指摘し、財政の地方分権政策を批判したのである。ここでは中央政府と地方政府が税の配分について対等に協議する会議の設置を求め、これを政治的民主化に結びつける議論も行っていた。⁽⁵²⁾ その後も、地域格差の拡大が社会的安定を脅かすことを警告し、また地域間格差のみならず階層間格差にも目を向け、労働者など社会的弱者に有利な「経済民主」というラディカル・デモクラシーに通ずる議論も、一貫して主張し続けた。⁽⁵⁴⁾ 王紹光のこうした議論には、体制との間の緊張関係を見て取ることができる。表一に戻れば、これは王紹光と現体制の間を分かつタテの線に当たる。

九〇年代中国の思想を分析したフューリスミスは、王紹光と胡鞍鋼の「国家主義」には二面性があると述べ、当惑を示している。二面性とは、中央政府の強化を主張する一方で、民主的な改革も求めている点である。⁽⁵⁵⁾ しかし、これらは矛盾するものではない。王によれば、「経済民主」を実現するためには富の再分配が必要であり、その役割は中央政府が

責任をもって果たすべきである。そのためにも、中央政府の、とりわけ再分配の原資となる財政力の強化が必要となるのである。⁽⁵⁶⁾

そもそも、「国家主義」以後の王紹光にとっても、民主化は放棄されたのではなく、後回しにされただけである。西洋を見習ってならないのは民主化の順番や速度に関してであって、民主化の内容そのものではない。先述のように民主化を後回しして国家建設を優先するように主張した二〇〇三年の論文でも、最後の部分で民主化の必要性を力説し、そこでロバート・ダールの議論を引用している。⁽⁵⁷⁾そして、ここで持ち出されているダールの議論は、『民主四講』で選挙民主主義を否定する文脈で持ち出されたラディカルな「経済民主」ではなく、一九八〇年代に「経済民主」を唱え始めたダールが自ら修正の対象と考えた、一九六〇年代以前のリベラル・デモクラシーを擁護する「多元主義者」としてのダールの議論なのである。すなわち、競争と参加の二つの基準によって民主化の程度を測定する、ポリアーキーの議論である⁽⁵⁸⁾（ただし王紹光はポリアーキーという言葉には言及していない）。同じ頃、王紹光はテレビの講演会に出演した際に、質問者から彼の「国家主義」が民主化に反すると批判されたことがあるが、それに反駁して王が語ったのも、このダールの二つの基準が自分の主張に含まれているということであった。⁽⁵⁹⁾

とはいえ、後回しにされたリベラルな民主化がいつどのように実現するのかについて、今に至るまで、王紹光が語ることはない。一〇年以上前に期待を寄せた「村民自治」は、いまだ十分な成果を上げられず、また郷鎮や県レベルの選挙への発展も、ごく一部を除いて、行われていない。⁽⁶⁰⁾そして近年では、王紹光自身が、むしろ民主化を拒否する現体制への傾斜を強めつつあるようにも見える。つまりかつて有していた体制との間の緊張関係、王紹光と現体制との間を分かつ線が、見えにくくなってきているのである。次章ではこの点を検討する。

- (29) 王紹光「覚醒の工人と民主運動」賈浩主編『八九民運与中国前途』華盛頓（ワシントン）…中国問題研究中心、一九九〇年、一四四ページ（王紹光個人ウェブサイト http://www.cuhk.edu.hk/gpa/wang_files/Publish.htm からダウンロード。二〇〇九年一月一日確認。同サイトではタイトルが「転型中的中国工人」と修正されている）。
- (30) 王紹光「建立一個強有力的民主国家——兼論『政權形式』与『国家能力』的区别——」当代研究中心論文、一九九一年二月、三六ページ（王紹光個人ウェブサイトからダウンロード。なお、この論文は二〇〇七年に中国で出版された論文集に掲載される際に一部の表現が変更されているが、この用語は残っている。王紹光『安邦之道——国家転型的目標与途径——』北京・生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇七年、三二二ページ）、同「關於『市民社会』的幾点思考」『二十一世紀』一九九一年二月号、一一四ページ。ただし後者の「極權主義政体（全体主義体制）」は一般論として述べられているが、筆者はこれは中国の体制を念頭に置いていると読んだ。
- (31) 王紹光、前掲「西方政治学与中国社会研究」など。
- (32) 王紹光、前掲「建立一個強有力的民主国家」。
- (33) Shaoguang Wang, "From Revolution to Involution: State Capacity, Local Power, and [Un] governability in China", unpublished manuscript, 1991, p. 40. (王紹光個人ウェブサイトからダウンロード)。
- (34) 王紹光、前掲「建立一個強有力的民主国家」、三五—三六ページ。
- (35) Shaoguang Wang, "Deng Xiaoping's Reform and the Chinese Worker's Participation in the Protest Movement of 1989", Paul Zaremka ed., *Research in Political Economy*, Vol. 13, 1992, Note. 4. (王紹光個人ウェブサイトからダウンロード)。
- (36) 王紹光、前掲「覚醒の工人と民主運動」。「新左派」の汪暉も、当時の知識人と労働者の考え方について、同様の指摘を行っている。汪暉（小野寺史郎訳）「一九八九年の社会運動と中国の『新自由主義』の歴史の根源」汪暉（村田雄二郎・砂山幸雄・小野寺史郎訳）『思想空間としての現代中国』岩波書店、二〇〇六年、汪暉「中国『新自由主義』の歴史根源——再論当代中国大陸的思想状況与現代性問題——」『去政治化的政治——短二〇世紀的終結与九〇年代——』北京・生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇八年。
- (37) Shaoguang Wang, "From a Pillar of Continuity to a Force for Change: Chinese Workers in the Moment", Roger V. Des Forges, Luo

- Ning, Wu Yen-bo eds., *Chinese Democracy and the Crisis of 1989: Chinese and American Reflections*, Albany: State University of New York Press, 1993.
- (38) 以下、王紹光「蘇聯還是中国模式 你到底要什麼」『世界日報』(一九九二年二月五日)(王紹光個人ウェブサイトにダウンロード)。
- (39) Shaoguang Wang, "Economic Development and Democracy", 1992 (王紹光個人ウェブサイトにダウンロード)。
- (40) この用語は一九六〇年代にインド人経済学者のバグワティが提起し、その後政治学者も含めて検討されていたもので、王紹光はそれらの研究成果を引用している。その後九五年の論文でバグワティは方針転換し、経済発展と民主化の間にはトレードオフの関係はないと述べるようになった。これは王紹光が九二年の論文で下した結論と同様である。Jagdish Bhagwati, *The Economics of Underdeveloped Countries*, New York: World University Library, 1966, pp. 202-204, Bhagwati, "The New Thinking on Development", *Journal of Democracy*, 6-4, October, 1995.
- (41) 王継光「求愛怕乱の新保守主義」『中国時報週刊』(一九九二年三月)(王紹光個人ウェブサイトにダウンロード)。
- (42) 「新保守主義」については、さしあたり、祖国国『九〇年代中国大陸的新保守主義——觀察未来中国大陆民主主義發展的重點——』台北：致良出版社、一九九八年、黎萍主編『中国下一步怎樣走——当代精英大論争——』香港：明鏡出版社、一九九八年(この二つの本は同じ内容である)。邦語では砂山幸雄「現代中国の『新保守主義』」『日中経済協会会報』二二七、一九九二年八月などを参照。
- (43) 「真知灼見 赤子情深——留美博士王紹光、胡鞍鋼坦言中国经济——」『神州学人』一九九四年第一期、など。
- (44) 三宅康之『中国・改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房、二〇〇六年、など。
- (45) 胡鞍鋼・王紹光・康晧光『中国地区差距報告』瀋陽：遼寧人民出版社、一九九五年。
- (46) 王紹光『美国進歩時代の啓示』北京：中国財政経済出版社、二〇〇二年。
- (47) 何頰(現代中国事情研究会訳)『鄧小平後の中国——中国人専門家五〇人による多角的な分析——』(上) 三交社、一九九四年、二九九ページ、王紹光「効率・公平・民主」『二十一世紀』一九九四年一二月号、三四ページ。
- (48) Shaoguang Wang, *The Problem of State Weakness, Journal of Democracy*, 14-1, January 2003, 王紹光(黄福武訳)「有効的政府与民主」胡鞍鋼・王紹光・周建明主編『第二次転型 国家制度建設』北京：清華大学出版社、二〇〇三年。

- (49) 王紹光「公共財政与民主政治」『戰略与管理』一九九六年第二期、三三三ページ。
- (50) 王紹光・何頌・吳国光・高新・秦齊『江沢民面臨的挑戰』New York：明鏡出版社、三四一ページ。
- (51) 王紹光『挑戰市場神話——國家在經濟轉型中的作用——』香港：牛津大学出版社、一九九七年、ixページ。
- (52) 前掲「公共財政与民主政治」、三六ページ。
- (53) 前掲、『中国国家能力報告』第六章。
- (54) 前掲、『中国地区差距報告』第六章。
- (55) Fwsmith, *op. cit.*, p. 139.
- (56) Wang Shaoguang, "Openness and Inequality: the Case of China," *Issues & Studies*, Vol. 39, No. 4, December 2003 (元は二〇〇一年に英文で書かれた会議論文である)。王紹光(過勇訳)「開放与不平等——中国能否補償加入WTO的受損者」前掲『安邦之道』。
- (57) Shaoguang Wang, *The Problem of State Weakness*, p. 42.
- (58) ダールの議論の変遷や政治学史における位置については、さしあたり次を参照。岡田憲治『権利としてのデモクラシー——甦るロバート・ダール——』勁草書房、二〇〇〇年。
- (59) 王紹光「転型与治理」鳳凰衛視編『世紀大講堂 第七輯』瀋陽：遼寧人民出版社、二〇〇四年、一七一―一八ページ。
- (60) 「村民自治」をめぐる諸問題については、さしあたり次の拙稿を参照。滝田豪『「村民自治」の衰退と「住民組織」の行方』黒田由彦・南裕子編『中国における住民組織の再編と自治への模索——地域自治の存立基盤——』明石書店、二〇〇九年。

三 体制への傾斜

(一) 胡錦涛指導部の称賛

近年の王紹光の論調で特徴的なのは、胡錦涛指導部の称賛である。第一に挙げられるのは、政策面における高い評価

である。二〇〇二〜〇三年に成立した胡錦濤指導部は、九〇年代に主流だった経済自由主義からの政策転換を目指している。すなわち、王紹光が求めてきた格差是正政策への転換が、個別の政策に反映されるだけでなく、政策目標の転換という形で表れたのである。実際、胡錦濤指導部は「労働契約法」などの労働立法や、農村医療保険制度などの社会保障整備、あるいは農民の税負担の解消など、大規模な弱者救済政策を打ち出してきた。⁽⁶¹⁾とはいえ、これらの政策によって格差が是正されているかという点と必ずしもそうではなく、社会で発生する衝突はますます激しくなっている。⁽⁶²⁾王紹光はかつて、政策の不備による国家の分裂や社会の不安定化に警鐘を鳴らしていたのだから、現在でもその点をより強調してもよさそうなおものである。しかし実際の論調には、そうした問題の大きさを認めつつも、この政策転換を「歴史的な転換点」と位置づけ、むしろその意義の大きさを強調する姿勢が目立つ。⁽⁶³⁾そして、政策の実効性も長期的には樂觀視し、「未来の中国はこのようにして一步一步社会主義の彼岸へと向かうであろう」と述べるにいたっているのである。⁽⁶⁴⁾

ここで「社会主義の彼岸」が目標として設定されているように、第二に挙げられるのは、政策だけでなく、イデオロギー面でも、体制の称賛が目立つようになってきていることである。つまり、「社会主義」への肯定的評価を前面に打ち出している。王によると、胡錦濤指導部が政策転換を行い得た理由は、「共産党にはまだ社会主義者と社会主義の理念が残っている」からである。⁽⁶⁵⁾王はこれを「社会主義の遺産」と呼んで高く評価する。⁽⁶⁶⁾一般に、「新左派」の特徴として、社会主義を追求した毛沢東時代を高く評価する傾向が指摘されている。⁽⁶⁷⁾しかし毛沢東時代の評価は、共産党政権が続く中国でも、必ずしも高くない。むしろ、改革開放や経済自由主義政策の選択自体、毛沢東時代や社会主義の経験を否定的にとらえ、その裏返しとして行われたものである。「新左派」が注目された一つの理由は、そこへ毛沢東時代の社会主義の再評価を持ち込んだからであった。九〇年代末に激化した「新左派」と「自由主義」の論争においても、毛沢東

時代の社会主義の評価が争点となった。ただし王紹光は、「新左派」が注目を集めた当初の九四年当時から「新左派」と呼ばれていたにしては、毛沢東時代の再評価を明確に打ち出していたわけではなかった。⁽⁶⁸⁾ところが、胡錦濤指導部を称賛するようになってからは、それを毛沢東時代の成果への回帰としてとらえる形で、毛沢東時代の再評価に踏み込むようになっていく。

また、「社会主義」それ自体については、九〇年代にも肯定的な価値として言及してはいた。しかし当時は、他方で国有企业改革に反対せず、赤字企業の民営化を主張するなど、社会主義イデオロギーの色彩は薄かった。⁽⁶⁹⁾『国家能力報告』で強調されている中央政府の役割も、あくまで市場経済の中での役割として語られていたものである。もちろん、今でも市場経済を否定することはない。基本的には、市場経済の枠内での社会保障の充実を求めている。ただ他方で、最も理想的なモデルは、公有制の社会主義が民主主義的である状態であると主張するようになっていく。そして資本主義経済における社会民主主義は、それに次ぐものだと述べる。⁽⁷⁰⁾この発言は、二〇〇七年に発表され体制側の学者から批判された「民主社会主義」の議論に対する、否定的な論評として行われたものである。「民主社会主義」論は、現体制に対してリベラルな政治改革の推進を訴え、そのモデルとして北欧型の社会民主主義を提案したものであった。王はこれに対し、社会主義の理解の仕方が誤っていると、真の「民主社会主義」とは公有制と民主主義の結合だと述べたのである。これはやはり、イデオロギー面での一つの転換を示すものと言えよう。

(二)「外圧」と「反応」の政治改革

このように政策とイデオロギーの両面で体制を称賛するようになると、それ以前のような政府に批判的な論調は影を潜めざるを得ない。それでは、体制に敵対的な時代から唱え続けてきた「経済民主」などのラディカルな民主化や、過

渡期を経て後回しにされたりベラルな民主化は、どのように位置づけられるだろうか。

リベラルな民主化は依然として後回しである。王紹光と胡鞍鋼は近年も精力的に政策提言を行っており、その最新の提言は社会保障の充実を求めるものである。そこでは「政治民主」は後回しにして、それよりも国家の力を用いた社会保障の充実によって「社会民主」を優先的に進めることこそ、安定と発展につながると述べられている。⁽⁷²⁾

とはいえ、王紹光は政治改革についても積極的に論じている。ただしそれは、体制の変革というよりも、改革が進む現体制に対する称賛である。一般に、中国では経済改革が進展する一方で政治改革が遅々として進まないと批判されてきた。「零八憲章」もその文中で、改革開放以来の経済的成功の一方で政治改革が拒否されているという物言いをしている。しかし王は、経済改革に比して政治改革が進んでいないという言説は現実を見ていないと主張する。なぜなら、確かに選挙は行われていないが、その一方で、政府の「反応性 (responsiveness)」が大幅に向上したからである。王紹光によれば、この転換をもたらした主要因は、新聞雑誌・テレビやインターネットなどによる世論の「外庄」である。⁽⁷³⁾近年、格差などの社会問題がインターネットなどでさかんに議論されるようになり、その「外庄」に「反応」して選択されたのが、胡锦涛指導部の政策なのである。確かに新政策の成果は不十分である。しかし重要なのは、国民の「外庄」に対する「反応性」の高さである。これこそが中国で政治改革が進展している証拠である。これは民主主義国であるはずのアメリカで、多くの国民が希望する医療保険の整備などが遅々として進まない状況とは対照的である。アメリカの問題の根源は、医療保険を望まないエリートの影響力が強まるリベラル・デモクラシーにある。中国の政治体制はこれに比べ、むしろ優れているのである。さらに王は、西側諸国の中国政治の研究者は研究の枠組みとしてかつては「全体主義」を、近年は「権威主義」を用いているが、こうした枠組みでは、「反応性」を高めるなど大きな進歩を遂げた中国政治の姿をとらえることはできないと批判する。⁽⁷⁵⁾先述のように、一九九〇年前後には王自身が中国の政治体制

を「全体主義」「權威主義」と表現し批判していたのと比較すると、大きな変化である。

この「外庄」と「反応」の政治改革の中で、第一章で紹介した王が唱えている「経済民主」や「熟議デモクラシー」といったラディカル・デモクラシーは、どう位置づけられるのだろうか。第一に、抽選による公職の持ち回り制については、その影すら見えない。ただ、この提案には選挙民主主義に対するアンチテーゼとしての理念的な側面が強いと思われる。その理念は、その他のラディカル・デモクラシーによって実現されるものであろう。第二に、「熟議デモクラシー」については、インターネットの掲示板などによる議論が「外庄」を形成したという指摘がそれに当たるだろう。

また王は別所で、浙江省や黒竜江省で実際に行われている住民参加型の政策選択の実験や、住民参加型の子算作成の動きにも注意を払っている。⁽⁷⁶⁾第三に、「e-デモクラシー」については、政策転換をもたらした「外庄」の中核がインターネットとされており、明確に進歩しているととらえられよう。最後に、「経済民主」については、胡錦涛指導部が始めた政策により格差が是正され「社会主義の彼岸」に到達できれば、「経済民主」が実現し、「社会主義民主」が達成されると楽観しているようである。

このように、胡錦涛指導部が政策転換を開始して以降の王紹光の著作を読む限り、中国の未来は限りなく明るい。しかしながら、その政策の効果はなかなか十分には表れていない。そしてそのことは王紹光も認めている。しかし、九〇年前後には体制に敵対して政治の民主化を志向し、その後も九〇年代は政策面で警鐘を鳴らし続けていた王の議論の焦点は、いまや政治面でも政策面でも体制の称賛に移っている。現体制が主体的に追求しているとは考えられないラディカル・デモクラシーすら、王紹光の議論の中では体制称賛の枠内に収まりつつある。

ここでは、王紹光が体制を称賛することの当否は問わない。問いたいののは次の点である。すなわち、王紹光の議論が、体制の論理の枠を超えることはないのか、という点である。そして筆者は、必ずしもそうではないと考える。王紹

光あるいは「新左派」の議論には、体制の論理を超えた民主化を中国にもたらす、潜在的可能性が存在している。次章ではこの点について検討したい。

註

- (61) さしあたり、滝田豪「胡锦涛政権の『新しい質』」玉田芳史研究代表『民主化後の「新しい」指導者の登場とグローバル化——アジアとロシア——』平成一七年度〜平成一八年度科学研究費成果報告書、二〇〇七年。
- (62) 近年の社会の衝突を考察したものととして、例えば、鄭永年「中国解決権、銭、民衝突刻不容緩」『聯合早報』ウェブサイ
ト、二〇〇九年五月二六日 (http://www.zaobao.com/special/forum/pages7/forum_zp090526.shtml) 二〇〇九年十一月一七日確
認)。
- (63) 王紹光「大転型…一九八〇年代以来中国的双方運動」『中国社会科学』二〇〇八年第一期、一四八ページ。
- (64) 王紹光「学習機制与適應能力…中国農村合作医療体制変遷的啓示」『中国社会科学』二〇〇八年第六期、三三三ページ。
- (65) 瑪雅「胡温改革…新共識新走向——專訪王紹光——」(二〇〇七年三月) 同『戰略高度——中国思想界訪談録——』北京・
生活・讀書・新知三聯書店、二〇〇八年、など。
- (66) 例えば、王紹光・潘毅・潘維・賀雪峰・強世功・張靜・單世聯等「共和国六十年…回顧与展望」『開放時代』二〇〇八年第
一期、九ページ。
- (67) 緒形康はこれを端的に「毛沢東主義」と呼ぶ。緒形、前掲論文。
- (68) 博士論文でとりあげた文化大革命についても、失敗であり混乱をもたらしたと否定的に見ている。ただし、毛沢東の理念
は正しかったというニュアンスは、強く主張はしないが、見受けられる。毛沢東や文革に対する王紹光の見解の検討につい
ては、他日を期したい。
- (69) 胡鞍鋼・王紹光・康曉光、前掲『中国地区差距報告』、三八六ページ。
- (70) 瑪雅「建立一個強有力的民主國家——与王紹光的對話——」(二〇〇七年三月) 前掲『戰略高度』、一八二—一八四ページ。
- (71) 謝韜「民主社会主义模式与中国前途」『炎黄春秋』二〇〇七年第二期。

- (72) 周建明・胡鞍鋼・王紹光主編『和諧社会構建——欧州的經驗与中国的探索——』清華大学出版社、二〇〇七年、三五二ページ。
- (73) 王紹光「中国公共政策議程設置的模式」前掲『安邦之道』、一五五—一六六ページ。
- (74) 例えば、フランス人ジャーナリストによるインタビュー（英語）であるEmilie Frenkel “Political change and democracy in China: An interview with Wang Shaoguang”, *La vie des idées*, 15-07-2009 (<http://www.laviedesidees.fr/Political-change-and-democracy-in.html>, 二〇〇九年一月一六日確認)や、前掲注(11)の講演会。
- (75) 王紹光、前掲「中国公共政策議程設置的模式」、一六六ページ。
- (76) 前掲、「建立一個強有力的民主国家—与王紹光的對話」『戰略高度』一七六ページ。浙江省の「熟議デモクラシー」の実験については、「澳」何包鋼『協商民主…理論、方法和实践』北京・中国社会科学出版社、二〇〇八年も参照。この実験は、スタンフォード大学教授のジェームス・フィッシュキンは世界各地で行っている試みの一環である。

四. 体制の論理を超えて

(一) 「上下結盟」と「中間層」

ここではまず、王紹光と同じく「新左派」と呼ばれる崔之元をとりあげたい。崔は九八年の論文で、「上下結盟」によって「中間層」を制約すべしと主張している。⁽⁷⁷⁾「上下」とは中央政府と一般民衆のことで、「中間層」とは地方政府と資本家のことを指す。これは唐代の論者が皇帝と一般民衆（小農）の連携によって地方官と富裕層を制約することを主張した歴史にインスピレーションを得た発想である。現代中国では地方政府と資本家が癒着して暴利をむさぼり腐敗の温床となっているとの認識がそこにはある。

筆者がこの議論に着目するのは、胡錦涛指導部の政策が効果を上げられない理由の一つとして、まさにその地方政府

と資本家の抵抗が指摘されているからである。すなわち、胡錦濤指導部が打ち出した格差是正策や環境保護政策、あるいは経済の過熱を抑えるためのマクロコントロール政策は、政策の実施を現場で担う各レベルの地方政府が、資本家と結びついて、格差や環境の問題を放置してでも経済成長を追求する従来のパターンから、転換していかないことだといのである。⁷⁸⁾つまり、王紹光が称賛する胡錦濤指導部の政策転換にとって、「中間層」たる地方政府と資本家の行動が、大きな制約要因として立ち現れているのである。

本稿の目的はここで「地方悪玉論」を展開することではない。⁷⁹⁾地方による抵抗が起こる理由として、中央を含む政治制度の問題や、中央の一部の指導者による庇護も考えられるからである。しかし、次の点は指摘したい。それは、地方の抵抗という視点が、「新左派」と論争を行った「自由主義」においては十分ではないことである。「自由主義」あるいはリベラル・デモクラシーを指す民主化論においては、中央政府への制約を強化することが主張されることが多く、場合によってはそれを地方政府の強化をともなう連邦制⁸⁰⁾や、農村における郷鎮企業を中心とするコミュニティ建設⁸¹⁾によって行うことが想定されてきた。もちろんそこにも歴史的な洞察は発揮されている。例えば郷鎮企業を重視した秦暉には、中国は歴史上一貫して皇帝を擁する中央政府が強かったという、崔之元とは正反対の認識がある。⁸²⁾そこから、中国で民主化を成し遂げるためには、「中間層」と「下」（一般民衆）が連合して、巨大な「上」（中央政府）を制約するという方向性が導かれるのである。

つまり、「新左派」は問題の根源を地方政府や資本家に求め、「自由主義者」はそれを中央政府に求めている。どちらも対処法としては民主化を志向しているのだが、「新左派」はそれを中央政府と一般民衆の結合によって行い、「自由主義者」はそれを「中間層」と一般民衆の結合によって行おうとしてしているのである。ここでどちらが正しいかの判断を下すことはしない。ただ少なくとも、「新左派」の民主化論が現状に照らして無視できない可能性を含んでいること

は確かである。両者の民主化論は、局面次第では相互補完的な関係にあると言えるだろう。

(二) 王紹光と「上下結盟」

九〇年代に王紹光が『国家能力報告』などで唱えた中央の税収拡大は、中央政府による地方政府の制約を強めるための改革ととらえることができる。そして、中央の税収比率を高める分税制や、地域間格差を是正するための西部大開発など、王紹光や胡鞍鋼が実施を望んだ政策が一部実現した。さらに中央政府は王らが望んだ格差是正政策への転換をより強く打ち出すようになった。これには資本家に対する制約の側面がある。そしてインターネット世論の「外庄」によってこれが起こったとする王の立場に立てば、一種の「上下結盟」が行われたと言えるだろう。しかし、中央に抵抗する地方の存在によって王らの希望が実現しないという状況は、いまだ変わっていない。

したがって、王紹光たちの論理からすれば、体制の論理に接近するよりも、「上下結盟」による「中間層」制約をさらに強化するための新たなビジョンを打ち出してもよいはずである。実際、王紹光たちが唱えてきた「経済民主」の視点からも、そうしたビジョンを導き出すことは可能である。例えば、王は二〇〇四年のインタビューの中で、労働組合や農民組織の重要性に言及している。⁽⁸³⁾ その中で王は、労働者や農民が政治的な力を発揮できない理由は、労働組合に独立性がなく、農民に至っては組織の結成すら認められていないからであると語っている。中央政府が労働者や農民に同情的な政策をとろうとするが、それが十分に成果をあげられないとき、それに呼応する労働組合や農民組織との「上下結盟」によって、地方政府や資本家を制約すると考えるのは、「経済民主」の論理にかなっている。ここには、インターネット世論の「外庄」と指導部の「反応性」の高さだけにとどまらない、より根本的な政治改革の可能性を見取ることができる。

かつて、八九年の「民主化運動」においては、労働組合の独立性を指す動きがあった。当時、王紹光は民主化運動における労働者の動向を同情をもって分析したときに、この労働組合の動きこそが、学生のハンガーストライキよりも、体制側を恐れさせた要因だと述べ、先述のように、労働者を「変革の原動力」と位置づけていた。当時労働者が立ち上がったのは、王によれば、市場経済の導入によって彼らの権利が侵害されたと感じたからである。そして二〇年後の現在、市場経済は深化し、労働者に対する権利の侵害は改善されていないか、あるいはより悪化している。また、都市で不安定な労働環境にある出稼ぎ農民の数も、大幅に増加している。しかし、胡錦濤指導部は、労働者や農民の待遇を改善する政策は打ち出しているけれど、独立労働組合や農民の政治結社を容認するそぶりは見せていない。王紹光のように、選挙を中心とするリベラルな「政治民主」は行わず、社会保障の充実による「社会民主」や「経済民主」を優先するという枠組みを前提としても、労働組合や農民組織の充実を求めることは、それと矛盾していないどころか、むしろ有益なことであろう。またそこからは、労働組合や農民組織を起点に、社会の多元化を「下」から進めて、その後シリベラル・デモクラシーに接続するという方向性も見えてくるだろう。さらには、インターネットによる「外圧」をより確かなものにするためにも、王が重視していない言論の自由などのリベラルな保障があった方がよいだろう。

九〇年前後の王紹光は、労働者の生活を十分に顧みないリベラル・デモクラシー論者に対する不満は確かに表明していたが、それはリベラル・デモクラシーの否定ではなく、リベラル・デモクラシーと「経済民主」の接続を求めるものだったはずだ。その後王紹光は、ロシアの轍を踏むまいとする「新保守主義」に傾斜し、リベラル・デモクラシーから撤退した。それにはそれ相応の理由があり、一部の論者のように裏切り者扱いするべきだとは思わない。だが、それから約二〇年が経過し、所期の目的であった経済発展に成果をあげてきたにもかかわらず、社会の衝突はむしろ昂進し、体制はますます「混乱を恐れる」ようになっていく。したがって、当時の「新保守主義」的な「過酷な選択」が正し

かったとしても、もはや再検討してよい時期に來たように思われる。そうしてこそ、王紹光や中国「新左派」の民主化論の真価が発揮されるのではないだろうか。

註

- (77) 崔之元『混合憲法』与中国政治的三層分析『戰略与管理』一九九八年第三期。薛毅は次の対談の中で、この見解を高く評価している。「尋求『第三条道路』——關於『自由主義』与『新左翼』的對話——」許紀霖『另一種啓蒙』花城出版社、一九九九年、二九八ページ。また、「新左派」とはされていない鄭永年が最近打ち出した「國家から社會への分権 (state-society decentralization)」も同様の視點に立っている。Zheng Yongnian, Power to Dominate, Not to Change: How China's Central-local Relations Constrain its Reform, EAI Working Paper No. 153, 9 July 2009 (シンガポール国立大学東アジア研究所ウェブサイトに <http://www.eai.nus.edu.sg/WP.htm>) からダウンロード。最終確認二〇〇九年一月一七日、鄭永年、前掲論文。
- (78) 加藤弘之・久保亨『進化する中国の資本主義』岩波書店、二〇〇九年、一九一ページ、滝田豪、前掲「胡錦濤政権の『新しい質』」などを参照。
- (79) 「地方悪玉論」の問題点については、磯部靖『現代中国の中央・地方關係——広東省における地方分権と省指導者——』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、を参照。
- (80) 例えば、前掲「零八憲章」。
- (81) 秦暉『大共同体本位』与伝統中国社会『社会学研究』一九九八年第五期、一九九九年第三期、第四期。
- (82) 秦暉、前掲論文。崔と秦の間の違いには、着目する時代の違いが反映している側面がある。崔が着目する唐代は、中国史上でも貴族の勢力が比較的強かった魏晉南北朝時代を引きずっていたのに対し、秦はその時期を挟む秦漢時代や宋代以後に着目している。
- (83) 瑪雅「中共執政能力面對挑戰——与五位政治学者的對話——」(二〇〇四年九月) 前掲『戰略高度』、一四四ページ。